

日出町空き家利活用事業補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 空き家利活用奨励金（第4条—第7条）

第3章 家財処分事業補助金（第8条—第13条）

第4章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、本町における空き家の有効利活用を奨励することにより定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、空き家の所有者等又は空き家を利活用する移住者等に対し、予算の範囲内において、空き家利活用事業補助金（以下「利活用補助金」という。）を交付することについて、日出町補助金等交付規則（平成20年日出町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 移住 県外から本町へ転入（職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入その他これらに類する転入を除く。）を届け出ることをいう。

（2） 空き家 次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 日出町空き家・空き地バンク制度実施要綱（令和 年日出町告示第 号。以下「実施要綱」という。）に規定する日出町空き家・空き地バンク制度（以下「空き家・空き地バンク」という。）に登録を予定し、又は登録された空き家

イ 空き家マッチングチームによりマッチング（組み合わせられた両者が合意することをいう。以下同じ。）が成立した空き家

- (3) 空き家マッチングチーム 空き家の購入又は賃貸を希望する者に対し、希望に沿った物件探索を行い、所有者等との円滑なマッチングを図るために大分県が実施する制度をいう。
- (4) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 利用登録者 実施要綱第9条に規定する利用登録者をいう。
- (6) 空き家登録者 空き家・空き地バンクに空き家（第2号アのものに限る。）を登録している者をいう。
- (7) 売買契約等 空き家に移住をすることを目的として空き家登録者と締結する当該空き家の売買契約又は賃貸借契約をいう。

（利活用補助金の種類）

第3条 利活用補助金は、空き家利活用奨励金及び家財撤去事業補助金とする。

2 空き家利活用奨励金は、空き家・空き地バンクを利用した売買契約等を促進し、奨励するために交付するものとする。

3 家財撤去事業補助金は、次に掲げる事業（以下「家財撤去事業」という。）を支援し、空き家の利活用を図るために交付するものとする。

- (1) 空き家及びその敷地内に散在する家財で、売買契約等又は移住に支障をきたす相当の理由があると認められるものの撤去、搬出及び処分
- (2) 前号に付随する空き家の補修、清掃等（移住後の生活に必要と認められる範囲で行われるものに限る。）

第2章 空き家利活用奨励金

（空き家利活用奨励金の対象者）

第4条 空き家利活用奨励金の交付の対象となる者は、利用登録者と売買契約等を締結した空き家登録者とする。

（空き家利活用奨励金の額）

第5条 空き家利活用奨励金の額は、10万円とする。

（空き家利活用奨励金の交付申請）

第6条 空き家登録者が空き家利活用奨励金の交付を申請することができるの

は、1の空き家につき1回とする。

- 2 規則第4条第1項の規定による申請は、日出町空き家利活用奨励金交付申請兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する町長が定める書類は、当該売買契約等を証明する書類の写しとする。
- 3 空き家利活用奨励金の交付の申請は、当該売買契約等を締結した日から起算して2月を経過する日までにしなければならない。ただし、特別な理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

（空き家利活用奨励金の交付決定及び額の確定の通知）

第7条 規則第6条に規定する交付決定の通知及び規則第11条第2項に規定する額の確定の通知は、日出町空き家利活用奨励金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）によるものとする。

第3章 家財撤去事業補助金

（家財撤去事業補助金の対象者）

第8条 家財撤去事業補助金の交付の対象となる者は、1の空き家につき、次の各号のいずれかに該当するもののうち1人とする。

- (1) 県内に住所を有していない移住を予定している者（以下「移住予定者」という。）であって、空き家登録者と売買契約等を締結しているもの
- (2) 空き家・空き地バンクに登録していない空き家の所有者等で、家財撤去事業の完了後に当該空き家を空き家・空き地バンクへ登録する予定であるもの
- (3) 移住予定者と売買契約等を締結した空き家登録者であるもの
- (4) 空き家マッチングチームによりマッチングが成立した移住予定者又は所有者等であるもの

（家財撤去事業補助金の額）

第9条 家財撤去事業補助金の額は、家財撤去事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）を合算して得た額から撤去した家財の売却収入を控除した額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 魂抜き等供養に係るお布施等
- (2) 作業員の賃金
- (3) 家屋、物置、倉庫及び納屋等の建築物の解体費用
- (4) 家財撤去事業を行うに当たって必要な資格を有していない者に対して支払ったもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費として不相当と認めるもの
(家財撤去事業補助金の交付申請)

第10条 規則第4条第1項に規定する町長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の見積書
- (2) 現況写真
- (3) 空き家登録者にあつては、売買契約等を証明する書類の写し
- (4) 移住予定者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 世帯員全員の住民票の写し
 - イ 誓約書（様式第3号）
 - ウ 空き家マッチングチームによりマッチングが成立した移住予定者の場合は、大分県が発行するマッチングが成立したことを証明する書類
- (5) 空き家マッチングチームによりマッチングが成立した所有者等にあつては、大分県が発行するマッチングが成立したことを証明する書類
(交付の条件)

第11条 規則第5条の2の規定による交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 家財撤去事業は、当該交付年度内に完了すること。
- (2) 所有者等が家財撤去事業の完了後に、当該空き家を空き家・空き地バンクに登録すること。ただし、空き家マッチングチームによりマッチングが成立した所有者等の場合は、この限りでない。
- (3) 移住者等が家財撤去事業補助金の申請日から5年を経過する前に、当

該空き家から転出又は転居しないこと。

(家財撤去事業補助金の実績報告)

第12条 規則第10条第1項第2号に規定する町長が必要と認める書類は、現況写真とする。

(交付申請及び実績報告の特例)

第13条 空き家利活用奨励金と合わせて家財撤去事業補助金の交付を受けようとする場合における交付の申請及び実績報告に係る手続は、第6条第2項の規定にかかわらず、第9条及び前条の規定によるものとする。

第4章 雑則

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、利活用補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(日出町移住促進・空き家利活用奨励補助金交付要綱の廃止)

2 日出町移住促進・空き家利活用奨励補助金交付要綱（平成27年日出町告示第33号）は、廃止する。

(日出町移住促進・空き家利活用奨励補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の日出町移住促進・空き家利活用奨励補助金交付要綱の規定により利活用奨励補助金の交付を受けた者に関しては、同要綱第12条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。